

処 分 一 覧 表 1

原告 番号	処分行政庁	処分の 名宛人	処分日	審査請求日	裁決日	再審査請求日	差額 (円)	備考
1	名古屋市a区社会福祉事務所長	原告1	平成25年7月25日	平成25年9月17日	平成25年11月20日	平成25年12月18日	▲660	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
3	名古屋市a区社会福祉事務所長	原告3	平成25年7月25日	平成25年9月17日	平成25年11月21日	平成25年12月18日	▲2,650	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
4	名古屋市a区社会福祉事務所長	原告4	平成25年7月17日	平成25年9月17日	平成25年11月21日	平成25年12月18日	▲1,230	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
5	名古屋市a区社会福祉事務所長	原告5	平成25年7月25日	平成25年9月17日	平成25年11月21日	平成25年12月16日	▲1,230	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
7	名古屋市a区社会福祉事務所長	原告7	平成25年7月12日	平成25年9月17日	平成25年11月19日	平成25年12月18日	▲660	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
8	名古屋市a区社会福祉事務所長	原告8	平成25年7月25日	平成25年9月17日	平成25年11月21日	平成25年12月18日	▲660	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
9	名古屋市b区社会福祉事務所長	原告9	平成25年7月19日	平成25年9月17日	平成25年11月19日	平成25年12月25日	▲2,230	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
10	名古屋市c区社会福祉事務所長	原告10	平成25年7月25日	平成25年9月17日	平成25年11月29日	平成25年12月25日	▲2,230	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
11	名古屋市b区社会福祉事務所長	原告11	平成25年7月19日	平成25年9月17日	平成25年11月29日	平成25年12月25日	▲1,230	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
12	名古屋市d区社会福祉事務所長	原告12	平成25年7月25日	平成25年9月17日	平成25年12月3日	平成25年12月24日	▲1,230	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
13	豊橋市福祉事務所長	原告13	平成25年7月24日	平成25年9月17日	平成25年12月13日	平成26年1月14日	▲1,130	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
14	豊橋市福祉事務所長	原告14	平成25年7月25日	平成25年9月17日	平成26年2月10日	—	▲1,280	平成25年7月分と同年8月分との差額である。
15	刈谷市社会福祉事務所長	原告15	平成25年7月26日	平成25年8月21日	平成25年11月8日	平成25年12月9日	▲1,280	平成25年7月分と同年8月分との差額である。

処 分 一 覧 表 2

原告 番号	処分行政庁	処分の 名宛人	処分日	審査請求日	裁決日	再審査請求日	差額 (円)	備考
17	名古屋市e区社会福祉事務所長	原告17	平成26年3月25日	平成26年5月20日	平成26年11月13日	平成26年11月27日	▲3,120	平成25年8月分と平成26年4月分との差額である。
18	名古屋市f区社会福祉事務所長	原告18	平成26年3月25日	平成26年5月20日	平成26年10月27日	平成26年11月11日	1,610	平成25年8月分と平成26年4月分との差額である。
19	名古屋市f区社会福祉事務所長	原告19	平成26年3月25日	平成26年5月20日	平成26年10月27日	平成26年11月14日	1,610	平成25年8月分と平成26年4月分との差額である。
20	名古屋市b区社会福祉事務所長	原告20	平成26年3月25日	平成26年5月20日	平成26年11月7日	平成26年11月10日	1,060	平成25年8月分と平成26年4月分との差額である。
21	豊橋市福祉事務所長	原告21	平成26年3月25日	平成26年5月20日	平成26年12月2日	平成26年12月11日	810	平成25年8月分と平成26年4月分との差額である。